

■ 「VBA PRO ADO 給与計算・年末調整」システムをご利用中のユーザー様へのお知らせです。 ■

## ■ 令和7年4月からの通勤手当の非課税限度額の改正について

### ■ 通勤手当の非課税限度額の改正について

令和07年11月の税制改正により令和07年4月から通勤手当の非課税限度額が拡大されました。

- ・通勤のために自動車や自転車などの交通用具を使用している（交通機関の定期乗車券は改正なし）
  - ・令和07年4月1日以後に支払われる通勤手当から適用する
  - ・令和07年11月と12月は改正後の非課税限度額を適用する

## 国税庁ホームページの通勤手当の非課税限度額の改正

<https://www.nta.go.jp/users/gensen/2025tsukin/index.htm>

## 国税庁ホームページの源泉徴収簿の記載例

<https://www.nta.go.jp/users/gensen/2025tsukin/pdf/02.pdf>

令和07年4月から10月までの間に改正前の非課税限度額を超えて通勤手当を支払っている場合（通勤手当が課税されている）は、「非課税となる通勤手当」の欄に4月から10月分の課税から非課税となる通勤手当の合計額を入力して総支給金額から差引き年末調整で精算します。

※ 改正前の非課税限度額を超えて支払っていない場合の入力は必要ありません。

※ 通勤手当の改正前との差額を追加支給している場合の入力は必要ありません。

国税庁ホームページより

## ■ 源泉徴収簿の記載例

## ■ 「VBA PRO ADO 給与計算・年末調整」システムへの「非課税となる通勤手当」の入力について

給与明細書の計算   賞与明細書の計算   年末調整の計算   表示と印刷処理						
給与明細	年月日	支払金額	社会保険料	差引支払額	扶養	算出税額
1月	07.01.25	409,100	63,709	345,391	2	6,960
2月	07.02.25	409,100	63,709	345,391	2	6,960
3月	07.03.25	409,100	63,709	345,391	2	6,960
4月	07.04.25	411,200	63,351	347,849	2	7,090
5月	07.05.25	411,200	63,351	347,849	2	7,090
6月	07.06.25	411,200	63,351	347,849	2	7,090
7月	07.07.25	411,200	63,351	347,849	2	7,090
8月	07.08.25	411,200	63,351	347,849	2	7,090
9月	07.09.25	411,200	63,351	347,849	2	7,090
10月	07.10.25	411,200	63,351	347,849	2	7,090
11月	07.11.25	411,200	63,351	347,849	2	7,090
12月	07.10.25	411,200	63,351	347,849	2	7,090
計		4,928,100	761,286			84,690
				非課税となる通勤手当(4月から10月分)		14,000

このシステムでは源泉徴収簿フォームの月別の給与明細の下部の「非課税となる通勤手当（4月から10月分）」の入力欄からデータを入力します。

この例では、1か月が2,000円で7か月分の14,000円の課税となっていた通勤手当が非課税となります。

年末調整の計算実行・解除		
区分	金額	税額
給与・手当等	4,914,100	84,690
賞与等	1,500,000	77,692
計	6,414,100	162,382
給与所得控除後の給与等額	4,689,600	
所得金額調整控除	0	
給与所得金額(調整控除後)	4,689,600	
社会保険料控除分	993,036	
扶養控除分	0	
小規模企業共済控除額	0	
生命保険料控除額	93,000	
地震保険料控除額	33,800	
配偶者(特別)控除額	380,000	□未成年者
特定親族特別控除額	410,000	□死亡退職
扶養・障害者控除額	380,000	□外国人
基礎控除額	680,000	□災害者
所得控除額の合計額	2,969,836	□就職 □退職
課税給与所得金額	1,719,000	月 日

年末調整では、給与と手当等の支払金額4,928,100円から「非課税となる通勤手当(4月から10月分)」の14,000円を差引きして4,914,100円から給与所得金額を計算することになります。

区分	金額	税額
給与・手当等	① 4,914,100	③ 84,690
賞与等	④ 1,500,000	⑥ 77,692
計	⑦ 6,414,100	⑧ 162,382
給与所得控除後の給与等の金額	⑨ 4,689,600	
所得金額調整控除額 (⑦ - 8,500,000円) × 10% (マイナスの場合は0)	⑩	
給与所得控除後の給与等の金額 (⑨ - ⑩)	⑪ 4,689,600	
社会保険料控除分	⑫ 993,036	
扶養控除額 申告による社会保険料の控除分	⑬	
扶養控除額 申告による小規模企業共済等掛金の控除額	⑭	
生命保険料の控除額	⑮ 93,000	
地震保険料の控除額	⑯ 33,800	
配偶者(特別)控除額	⑰ 380,000	
特定親族特別控除額	⑱ 410,000	
扶養控除額及び障害者等の控除額の合計額	⑲ 380,000	
基礎控除額	⑳ 680,000	
所得控除額の合計額	㉑ 2,969,836	14,000 円
差引課税額及び算出所得税額	㉒ 1,719,000	㉓ 85,950
(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額	㉔	
年調所得税額(マイナスの場合0)	㉕	85,950
年調年税額(年調所得税額 × 102.1%)	㉖	87,700

印刷用の源泉徴収簿では、「非課税となる通勤手当」として14,000円が表示されます。

ただし国税庁ホームページの源泉徴収簿の記載例のように、この新たに非課税となった金額の計算根拠は表示されませんのでご注意ください。